生活团窮者

自立支援事業

失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方、 ひとりで悩まず、まず相談してください。どうしたらいいかを一緒 に考え、各種関係機関と連携しながら解決に向けてお手伝いします。 もちろん秘密は厳守します。どうぞお気軽にご利用ください。

生活

生活に困っているが、 どこに相談したらよ いかわからなくて…

住まい

仕事を辞めて家賃 の支払いに困って しまって…

将来

病気になりこれからど うしてよいか不安で…



人間関係

しばらく仕事をしてい ないので人付き合いや 体力が続くか不安で…

仕事

介護のために仕事を 辞めたがこれからど うしたらよいか…

◎対象となる方 市内にお住まいで、経済的にお困りの方

【 自立相談支援事業 】

自立相談支援事業とは?

 Q_1 どんな相談ができますか?

仕事が見つからない、家庭のことで悩んでいる、困っているのに誰に相談していいかわからないなど様々なことについて相談いただけます。

Q3 どういう人が対象? 料金はかかるの?

> 洲本市にお住まいで経済的に困ってい る方が対象です。

(生活保護受給者は除きます。)

相談は、無料です。

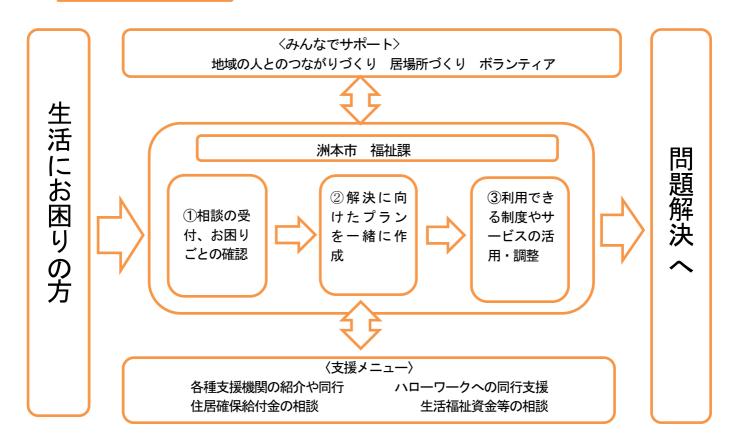
Q₂ 何をするところ?

相談支援員がお悩みをお聞きして、一緒に 課題解決に向けた計画をたてます。あなた のニーズにあわせ、就労支援や各種支援機 関と連携したサポートを行います。

Q4 相談するには どうすればいいの?

洲本市役所福祉課にお越しください。 お電話でもお気軽にご相談できます。

支援の流れ



【 住居確保給付金 】

働くために住む場所の確保を支援します。

支給要件

住居確保給付金は、支給申請時に次の(1)~(8)の要件のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を失った方または賃貸住宅に居住し住宅を失うおそれのある方(申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族※のいずれもが、居住可能な住居を所有していない場合に限ります。)
- (2) 申請日において、離職、廃業の日から 2 年以内の方 又は

就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方

- (3) 離職前に自らの労働で賃金を得て主に世帯の生計を維持していた方(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者の方も含みます。)
- (4) 就労の能力および常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込み を行う方
 - ※ 生活困窮者自立相談支援事業の担当窓口(洲本市役所 健康福祉

部福祉課保護係(2階③番窓口))の就労支援員が行う月1回以上の 面接等の支援が必要です。

- (5) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入※の合計額が以下の金額の方(離職等で申請日の属する月の翌月から以下の金額が明らかな場合も含みます。)
 - ※ 収入とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支 給する総支給額です。

収入要件

世帯人数	収入月額
1人	7.8万円(基準額※)に住宅の一月当たりの家賃額(3.23万円が上限)を加算した額以下
2人	11.5万円(基準額※)に住宅の一月当たりの家賃額(3.9万円が上限)を加算した額以下
3人	14 万円(基準額※)に住宅の一月当たりの家賃額(4.2 万円が上限)を加算した額以下
4人	17.5万円(基準額※)に住宅の一月当たりの家賃額(4.2万円が上限)を加算した額以下
5人	20.9万円(基準額※)に住宅の一月当たりの家賃額(4.2万円が上限)を加算した額以下

- ※ 基準額は、洲本市での住民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し 12分の1を乗じて得た額。
- (6) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の金融資産(預 貯金および現金)の合計が次の金額以下である方(ただし、100万円が上 限)

資産要件

世帯人数	収入月額
1人	46.8万円(基準額※の6カ月分)以下
2人	69 万円(基準額※の6カ月分)以下
3人	84 万円(基準額※の6カ月分)以下
4人以上	100 万円以下

- (7) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが、 国の雇用施策の給付(求職者支援制度の職業訓練受講給付金)を受けてい ないこと
- (8) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

お問い合わせ先

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所 健康福祉部福祉課保護係 TEL 0799-22-3332 FAX 0799-22-1690